

(別紙)

地域再生計画の新旧対照表

変更前	変更後
2 地域再生計画の作成主体の名称 <u>京都府宇治市</u>	2 地域再生計画の再生主体の名称 <u>宇治市</u>
3 地域再生計画の区域 <u>宇治市の区域の一部(詳細は別紙による)</u>	3 地域再生計画の区域 <u>宇治市の全域</u>
4 地域再生計画の目標 (略) (目標1)計画期間内に汚水処理人口普及率を65.0%から <u>77.0%</u> に向上し併せて浄化槽(個人設置型)を270基設置する。	4 地域再生計画の目標 (略) (目標1)計画期間内に汚水処理人口普及率を65.0%から <u>79.2%</u> に向上し併せて浄化槽(個人設置型)を270基設置する。 (目標2)計画期間内に本市の中小河川(10河川)において、BODの年平均値を <u>10mg/</u> 以下にする。
5 目標を達成するために行う事業 5 - 1全体の概要 <u>東宇治処理区においては公共下水道を計画的に整備し、事業認可区域外においては合併浄化槽(個人設置型)による汚水処理を推進し、全体として汚水処理施設の整備を促進する。</u> <u>なお、東宇治処理区は、下水道法第4条に定める事業計画の認可を受けています。</u> 5 - 2法第4章の特別の措置を適用して行う事業	5 目標を達成するために行う事業 5 - 1全体の概要 <u>東宇治処理区及び洛南処理区の一部(檜島処理分区)においては公共下水道を計画的に整備し、事業認可区域外においては合併浄化槽(個人設置型)による汚水処理を推進し、公共用水域の水質向上を図る。</u> <u>また、ボランティアによる地域美化清掃活動や地域住民によるポケットパーク緑化活動等への支援も行い、市民と行政が一体となり「みどりゆたかな住みたい、住んでよかった都市」の創造を目指す。</u> 5 - 2法第4章の特別の措置を適用して行う事業 <u>対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。</u>

変更前	変更後
<p>(略)</p> <p>【事業区域】 公共下水道：<u>東宇治処理区の一部</u></p> <p>浄化槽(個人設置型)：<u>公共下水道事業認可区域外</u></p> <p>【事業期間】 公共下水道：<u>平成 17 年度～平成 21 年度</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>平成 17 年度～平成 18 年度</u> <u>21 年度</u></p> <p>【整備量】 公共下水道：<u>150～250 延長 18,200m</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>5 人槽 180 基</u> <u>6～7 人槽 81 基 8 人槽～ 9 基</u></p> <p>【事業費】 公共下水道：<u>3,485,200 千円</u> <u>(内、単独 1,911,000 千円)</u> <u>(内、国費 787,100 千円)</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>101,682 千円</u> <u>(内、国費 33,894 千円)</u> 合計 <u>3,586,882 千円</u> <u>(内、単独 1,911,000 千円)</u> <u>(内、国費 820,994 千円)</u></p>	<p><u>公共下水道：東宇治処理区 平成 12 年 10 月 27 日事業認可</u> <u>洛南処理区 平成 15 年 3 月 25 日事業認可</u></p> <p>(略)</p> <p>【事業区域】 公共下水道：<u>東宇治処理区及び洛南処理区の一部(檜島処分区)</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>宇治市全域(ただし、公共下水道事業認可区域を除く。)</u></p> <p>【事業期間】 公共下水道：<u>平成 17～21 年度</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>平成 17～21 年度</u></p> <p>【整備量】 公共下水道：<u>150～800 延長 30,300m</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>270 基</u> <u>なお、各施設による新規の処理人口は次のとおり</u> <u>公共下水道：東宇治処理区で、7,625 人、洛南処理区の一部(檜島処理分区)で、3,242 人</u> <u>浄化槽(個人設置型)：756 人</u></p> <p>【事業費】 公共下水道 <u>2,758,400 千円</u> <u>(うち、交付金 1,379,200 千円)</u> <u>単独事業費 2,833,300 千円</u> 浄化槽(個人設置型)：<u>101,682 千円</u> <u>(うち、交付金 33,894 千円)</u> 合計 <u>2,860,082 千円</u> <u>(うち、交付金 1,413,094 千円)</u> <u>単独事業費 2,833,300 千円</u></p>

変更前	変更後
<p>6 計画期間 <u>平成 17 年度から平成 21 年度まで</u></p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 <u>公共下水道:計画期間終了段階での、処理人口普及率によって達成状況を評価する。</u> <u>浄化槽(個人設置):計画期間終了段階での設置基数によって達成状況を強化する。</u></p>	<p>6 計画期間 <u>平成 17～21 年度</u></p> <p>7 目標の達成状況に係る評価に関する事項 <u>4 に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本市において調査を行い状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。</u></p>